

自治会防犯カメラ管理運用規定

1. 目的

この規定は、自治会に設置される防犯カメラについて、撮影データ等の管理、使用に関する基本的事項を定めることで、これらを効果的かつ適正に運用することを目的とする。

2. 管理者等

(1)管理責任者

自治会長を管理責任者とする。

(2)取扱責任者

自治会役員を取扱責任者とする。

3. 設置場所(付属機器含む。)及び台数

別紙にて定める。

4. 設置又は移設、撤去の決定方式

(1) 自治会にて、新たに防犯カメラを設置しようとする場合は、管理責任者・取扱責任者の合議の後に当該地の土地所有者並びに撮影範囲に含まれる住民の同意によって決定し、王寺町に防犯カメラを設置することについて、通知することとする。

(2) 運用中の防犯カメラを撤去する場合においても、設置と同様に全ての同意によって決定し、撤去の旨を王寺町へ通知することとする。

(3) 運用中の防犯カメラを移設する場合は、設置並びに撤去の手続きをとる。

(4) 設置箇所には見やすい位置に自治会名と防犯カメラを設置している旨の表示をする。

5. 記録の利用及び提供

(1) 記録を閲覧するに当たっては、管理責任者・取扱責任者のうち少なくとも2人以上の同意を必要とする。また、閲覧時には取扱責任者が1人以上立ち会うこととする。

(2) 役場・警察等の公的機関に記録の提供を要請された場合は、管理責任者(やむを得ない事情がある場合は取扱責任者1名)が立ち会うことを条件に前項で定める同意なしに記録を提供することができる。

(3) その他、不正な使用を防ぐために管理責任者は必要な措置を講ずる。

年 月 日

自治会会長

印